

睡虎地秦簡《語書》釈文注解(下II)

高橋庸一郎

故騰<sup>(1)</sup>爲是而脩灋律令、田令及爲間私方而下之、令吏明布、令吏民皆明智(知)之、毋巨(距)於皐<sup>(8)</sup>。

訓読

故に騰、是れが爲に灋律令、田令及び間私の爲の方を修して之を下し、吏に令して明布せしめ、吏民に令して皆之を明智せしめて、皐に距らしむること母れ。

注解

(1) 爲是 爲は『説文』に、「母猴也、其爲禽好爪、下腹爲母猴形、王育曰、爪象形也、も古文爲象兩母猴相對也」(母猴なり、其の爲は禽の好き爪なり、下腹の爲は母猴の形、王育曰く、爪は象形なり、古文の爲は兩母猴の相い對するを象るなり)とある。段玉裁もこれに注して、「左傳魯昭公子、公爲亦稱公叔務人、檀弓作公叔禹人、由部曰、禹母猴屬也、然則名爲、字禹、所謂名字相應也、假借爲作爲之字、凡有所變化曰爲」(左傳魯の昭公の子、公爲亦た公叔務人

と稱す。檀弓は公叔禹人と作る。由部に曰く、禹は母猴の屬なりと、然らば則ち名は爲、字は禹で、所謂る名字相い應ずるなり。假借の爲も爲の字に作る。凡そ變化する所有るを爲と曰う)と言い、また、「内部曰禽者走獸摠名、好爪故其字從爪也、此下各本有爪母猴也、五字(其爲禽好爪)衍文」(内部に曰く、禽は走獸の摠名、爪を好む故に其の字は爪に從うなり。此の下各々本と、爪は母猴の象なりとある。五字は衍文)と言っている。しかし羅振玉は、『增訂殷虛書契考釋』の中で、「案、(爲)從爪、從象、絶不見母猴之狀、卜辭作手牽象形……意古者役象以助勞、其事或尚在服牛乘馬以前」(案ずるに、(爲)は爪に從い、象に從う。絶えて母猴の狀には見えず。卜辭は手にて象を牽く形なり……意は古者、象を役して以て勞を助くるなり。其の事或いは尚お牛を服せしめ、馬に乗るより以前に在り)と言っており、恐らくこちらの方が正しいであろう。甲骨文はまだからである。また周の『石鼓文』にも象とあつて下部は象と同形になっている。爲は、治理、種植、謀求、充當、變成などの動詞として使われる外、連詞、代詞、介詞、副詞、助詞な

ど多くの用法を持っている。しかし基本的には、『爾雅・釋詁』に、「作、爲也」(作は、爲なり)とあるのや、『春禮・春官・典同』に、「典同掌六律六同之和、以辨天地四方陰陽之聲、以爲樂器」(典同は六律六同の和を掌り、以って天地四方陰陽の聲を辨まえ、以って樂器を爲る)とあるその鄭玄の注に、「爲、作也」(爲は作なり)とあるように、制作することや創作することがその源初的意味である。この『語書』に於ける使い方は、『荀子・天論』の、「天行有常、不爲堯存、不爲桀亡」(天行に常有り、堯の聲に存せず、桀の爲に亡びず)と同じく、原因理由を表わす介詞である。是は『説文』に、「直也、从日正」(直なり、日と正に従う)とあり殷玉裁の注には、「十日燭隱則曰直、以日爲正則日是从日正會意、天下物莫正於日也、左傳曰正直爲正正曲爲直」(十日目の燭隱るれば則ち直と曰う。日を以って正と爲せば則ち是は日と正に从う會意と曰う。天下の物日より正しきは莫きなり。左傳に曰く、正しく直なるを正と爲し、曲を正すを直と爲す)是字は甲骨卜辭には見えない。金文では『虢季子白盤』や、『季良父壺』に見える。『白盤』では、「丕顯子白壯武于戎工、經維四方、博伐獯豷于洛之陽、折首五百、執訊五十、是日先行、起起子白獻馘于王」(丕顯なる子白、壯んに戎工に武たり、經に四方を維り、博く獯豷を洛の陽に伐ち、首五百を折り、五十を執訊し、是を以って先行す。起起たる子白馘を王に獻ず)とあり、虚辭としての使い方である。是は早と止とからなり、早はさじの形にかたどり、止はそのさじを置く台であり、止の字を止字の音符として加えた訳ではない。ただ是は匙の意味で用いら

た例は全くなく、發生の当初から虚辭的な用法しか持たなかったものと思われる。是は、恐らく古代、之、此などと同類の音で、その音に虚辭の意味があり、その音の限定用法の一つとして是字が生れたのであろう。しかし是音の荷っていた意味、用法は非常に多く、それが更に多類化して行ったが、強勢の用法が前面に出て来るともに、是には繫詞としての役割りが生れ、その意味では語法上の主要語として定着したのであろう。是の第一義は近指の表示であり、『廣雅・釋言』に言う、「是、此也」である。『論語・述而』には、「子於是日哭、則不歌」(子はこの日哭し、則ち歌はず)とあり、孔穎達の疏には、「言孔子於是日聞喪、或弔人而哭、則終是日不歌也」(言は孔子是の日に喪を聞き或いは人を弔いて哭し、則ち終に是の日歌はざるなり)とある。こうした単なる近指の示指代詞が、更に強い肯定的断定の語気を含んで来ると『尚書・金縢』の、「惟爾元孫某、遘厲虐疾、若爾三王、是有丕子之責于天、以旦代某之身」(惟れ爾の元孫某、厲虐の疾に遘う、若れ爾三王、是に丕子の責を天に有せば、且を以って某の身に代えよ)となり、それが更に定着通常化するに就、使と同様の用法となる。『管子・君臣上』に、「非茲是無以理民、非茲是無以生財」(茲に非ざれば是ち以って民を理する無く、茲に非ざれば是ち以って財を生む無し)とあってこれがそれに当る。この場合の是は日本の漢文読みでは普通「これ」と読まれるものである。そして更にこうした用法から所謂現代の繫詞としての用法が生れたのであろう。それは『孟子・告子上』に、「鈞是人也、或爲大人、或爲小人、何也」(鈞に人なるや、或ものは大人爲り、

或るものは小人為り、何ぞや」とあるなどが当るであろう。

(2) 而は『説文』に、「須也、象形、周禮曰作其鱗之而、凡而之屬皆從而、髻罪不至髻也」(須なり、象形、周禮に曰く、其の鱗の而を作ると、凡そ而の屬は皆而に从う。髻罪の髻に至らざるなり)とある。段玉裁の注には、「各本作頰毛也、象毛之形、今正頰毛者須而須也、須謂頰下之毛、象形字也」(各々本頰毛に作るなり、毛の形を象る、今頰毛は正しく須なり、而は須なり、須は頰下の毛を謂う象形の字なり)といい、また「罪當作髻、高帝紀令郎中、有罪耐以上請之、應劭曰、輕罪不至於髻完其髻故曰髻、古髻字从彡、髮膚之意也、杜林以爲法度之字皆从寸、後改如是、言耐罪以上皆當先請也、耐音若能、按耐之罪輕於髻、髻者髻髮也、不髻其髮僅去須髻是曰耐、亦曰完、謂之完者言完其髮也」(罪は髻に當る、高帝紀令郎中に、耐耐以上は之を謂うと有る、應劭曰く、輕罪は髻に至らず、其の髻髮を完にす、故に髻と曰う、古の髻字は彡に从い、髮膚の意なり、杜林以て法度の字は皆寸に从うと爲す、後改めて是の如し、耐罪以上は皆な當に先づ請うを言うなり、耐音は能の若し、按ずるに耐の罪は髻より軽く、髻とは髮を髻るなり、その髮を髻らず僅かに須髻を去るは是れを耐と曰う。亦た完と曰う。之を完と謂うは其の髮を完にするを言うなり)と言っている。即ち髻や耐は、その罪の程度によって加えられる頭髮への細工のことであるが、而は頰毛、即ちヒゲのことであると言う。しかし同じ字素でありながら、一方は髮で一方は鬚であるというのは些か解せない。恐らく而も髮の一部か、あるいはその髮のあり様を象った字であろう。いづれに

しても仮借の字としてのみ用いられ、ここでは接続詞である。

(3) 修『説文』に、「飾也」(飾るなり)とあるのみである。段注には、「巾部曰飾者馭也、又部曰馭者飾也、二篆爲轉注、飾即今之拭字、拂拭之則發其光采、故引伸爲文飾、女部曰妝者飾也、用飾引伸之義此云修飾也者合本義引伸義而兼舉之、不去其垢塵不可謂之修、不加以縛采不可謂之修、修之从彡者洒馭之也、藻繪之也」(巾部に曰く、飾は馭なり、又部に曰く、馭は飾なり、二篆は轉注と爲す。飾は即ち今の拭字なり、之を拂拭すれば則ち其の光采を發す。故に引伸して文飾と爲す。女部に曰く、妝は飾なり、飾の引伸の義を用いて、此に修は飾なりと云うは本義を合せ、義を引伸して兼ねて之を擧ぐるなり、其の塵垢を去らざれば之を修と謂う可からず。縛采を以て加えざれば之を修と謂うべからず。修の彡に从うは、之を洒馭するなり、之を藻繪するなり)とある。即ち『説文』は、修は汚れをぬぐい去って飾ることであるとす。勿論修はこの外にも多くの意味を有している。例えば、『呂覽・先己』の、「於是乎處不重席、食不貳味、琴瑟不張、鍾鼓不修、子女不飭」(是に於てか、處るに席を重ねず、食するに味を貳にせず、琴瑟張らず、鍾鼓修めず、子女飭らず)とある所の「不修」に対して高誘の注は、「修、設」(修は設なり)としている。また『國語・周語中』に、「亦擇其柔嘉、選其馨香、潔其酒醴、品其百邊、修其簠簋、奉其犧象」(其の柔嘉を擇び、其の馨香を選び、其の酒醴を潔くし、其の百邊に品し、其の簠簋を修し、其の犧象を奉じ)とあるのに、韋昭の注には、「修備也」(修は備なり)とある。その他、治、遠、長など多く

の意味を持つがここでは設、備の意味であろう。

(4) 法律令 この文には「法律令」の語が六度にわたって使われているが、こうした三字語は中国古典には殆ど見られないから、これは、「法律・令」か「法・律令」か或いは「法・律・令」かであろう。法律の語は『莊子、徐無鬼』に、「枯槁之士宿名、法律之士廣治、禮樂之士敬容」(枯槁の士は名を宿り、法律の士は治を廣くし、禮樂の士は容を敬しむ)とあるのに見える。法律の士とはこの場合法家の人々の意味である。また律令の語は、『史記・考文本紀』に、「陛下加大惠、德甚盛、非臣等所及也、請奉詔書、除收帑諸相坐律令」(陛下大恵を加え、德甚だ盛にして、臣等の及ぶ所に非ざるなり。請う詔書を奉じ、收帑、諸々相い坐するの律令を除かん)とある。集解に、「帑、子也。秦法一人有罪、并坐其家室、今除此事」(帑は子なり。秦法では一人罪有れば并せて其の家室を坐せしむ。今此の事を除かんとす)とあるように、この場合の律令は法そのものである。因みに法令は『老子、五七』に、「民多利器、國家滋昏、人多伎巧、奇物滋起、法令滋彰、盜賊多有」(民利器多くして、國家滋ます昏し、人伎巧多くして、奇物滋ます起る。法令滋ます彰われて、盜賊多く有り)とあり、これも法律、律令と同じである。故に法律、律令、法令は殆ど同義であろう。ただ法は「法家」と言う場合に使われるような法で、法たるもの全体を表すような総体概念としての法を含んでおり、又箇別事例それぞれに対する具体的な箇別法をも含んでいる。その点では法は非常に広い範圍の領域概念を有している語詞である。それに対して律は、上述箇別法

の実施細目に当る極めて具体的な法、或いはとり決めのようなものを指すと考えればよいであろう。また令は以上述べて来た法、或いは律を実施、実行するに当たって出される発布命令書と言えるであろう。故にここでは「法・律・令」とそれぞれ独立したレベルの概念を表わすものであると考えた方がよいであろう。

(5) 田令 田令は田律と同じであろう。他書には田律も見えないが、この『睡虎地秦墓竹簡』には『秦律十八種』があり、その中に田律と名づけられた所が六段に亘って存在している。その第一段は、農作物の成長度合いと雨の量を報告させ、また農作物の早魃、暴風雨、冠水、いなご、その他病虫害に関する損害の程度を報告させる義務を課したもので、第二段は山林等に於ける草木伐採の制限、鳥獸魚鱉の捕獲の制限を規定したもので、第三は、干草、わらなどの納入義務について規定したもので、第四段は干草、わらのつめ込みについて規定したもので、第五は、馬車用馬、牛の飼料確保について規定したもので、第六は、農村に居住する農民に酒の販売を禁じた規定、などである。こうして見ると、田律は必ずしも農作物、或いは農用地そのものについての規定だけでないということが解る、田令についていま一つ考えられる可能性は、田律の中から純粹に農作物、農作業についての規定を選び出して、その更なる細目を規定し、それを命令書として出したものということになる。また『単行本』の注によれば、『後漢書・黃香伝』に田令の事が見えると言う。

(6) 間私 間は上文で見た如く奸、或いは干である。この『睡虎地秦墓竹簡』には「日書」と呼ばれるものが甲、乙二種あるが、乙種

の中に「盗」の一項があり、そこに盗と同列のものとして「爲間者」というのがある。これが「爲奸者」のことである。即ち、「爲間私方」とは、「奸私を爲すものに対する法」ということである。

「奸私」とは「奸し、私する者」ということであろう。私は『説文』に、「禾也、从禾厶聲、北道名禾主人曰私主人」(禾なり、禾に从い厶聲、北道で、禾主人と名づくるを私主人と曰う)とあり、段注に、「蓋禾有名私者也、今則段私爲公厶、倉韻作字自營爲厶、背厶爲公、然則古祇作厶不作私」(蓋し、禾に私と名づくる者有るなり、今則ち段りに私を公厶とせば、倉韻字を作りて自から營むを厶とす。厶に背くを公と爲す。然らば則ち古はただ厶として私とせず)とある。私はもともと穀類などを表わす一種の農作物の名称であったのであろう、それが厶字が本来表わした所の「自から營んで囲い込む」という意味から、私字が今いう所の私の意味になったというのである。『説文』の後半部分は些か解しかねるが、段注は、「北道蓋許時語、立乎南以言北之辭、周頌駿發爾私、毛曰、私民田也」(北道は蓋し、許の時の語で南に北の辭を言うを以って立つるなり、周頌の駿發爾私を、毛曰く、私は民田なりと)と言っている。即ち『説文』の著者である許叔重の時代の北方の言葉で「禾主人」という言い方があるのであろうというのであるが、『詩經』の毛伝では、私は民田の意であるといいつれにしても私は農作物、農事に關する語であるということが解る。しかし『説文』本文中にある。「禾主人」とか「私主人」とかはあまりはつきりしないが、或いはこれも農作物の名であるかもしれない。しかし段注によればこれ

が、「民田の主人」の意となると言う訳であろう。結局の所、間私というのとは下文に登場する「惡吏」のことであろう。

(7) 方 方は法の音通であろう。『後漢書・桓譚列傳』に、「今可令通義理明習法律者、校定科比、一其法度、班下郡國、蠲除故條。如此、天下知方、而獄無怨濫矣」(今義理を通じしめ、法律を習するに明ならしめば、科比を校定し、其の法度を一にし、郡國に班下し、故條を蠲除す。此くの如くなれば、天下方を知り、獄に怨濫無し)とあり、この場合の方は、前文の法律、法度を指す以外考えられない。『後漢書』のこの部分に対する唐の李賢等の注にも、「方猶法也」(方は猶お法のごときなり)とある。

(8) 巨は『説文』に、「規巨也、从工、象手持之、架、巨或从木、矢、矢者、其中正也」(矩は巨なり、工に从い、手に之を持つに象どる、架、巨は或いは木、矢に从う。矢は、其の正に中るなり)とあるように本来規矩の形がそれを人が手に持った形である。因みに高鴻緒の『中國字例』に、「工象架形、爲最初文、自借爲職工、百工之工、乃加畫人形以持之……後所加之人形變爲夫、變爲矢、流而爲矩、省而爲巨。後巨又借爲巨細之巨、矩復加木旁作架、而工與巨後因形歧而變其音、於是人莫知其朔矣」(工は架形を象ったもので、最も初期の字形である。自から借りて職工、百工の工である。乃ち畫に人形を加えて以って之を持ち……後に加えた人形は變じて夫となり、更に變じて矢となり、やがて矩となったが、省略されて巨となったのである。後に巨はまた借りて巨細の巨となり、矩は復た木旁が加わって架となった。こうして工と巨とは後に形によって分かれ、其

の音を変じたのである。こうして人はそのもとがわからなくなつたのである)〔漢字大辞典所収〕とあって非常に解りやすい説明がある。しかし、巨には拒や距もその一類であろうがその説明はない。拒字は『説文』自体にない。距は『説文』に、「止也、从止巨聲、一曰槍也、一曰超距」(止むなり、止に从い巨聲、一に曰く槍なり、一に曰く超距なり)とある。これに対し段玉裁は、「許無拒字、距即拒也、此與彼相抵爲拒、相抵則止矣、書傳云距至也、至則止矣、其義一也、漢石經論語、其不可者距之字作距、許距與距義別」(許に拒字無し、距は即ち拒なり、此と彼と相い抵すると拒と爲す、相い抵すれば則ち止む、書傳に云く、距は至るなり、至れば則ち止む、其の義は一なり、漢の石經論語は、其の不可なる者は距の字を距に作る。許は距と距とは義別なり)と言っているが、拒を書伝のいう距と至の関係から、「義一也」とするのはいかながなものであるうか。距は『説文』に、「雞距也、从足巨聲」(雞距なり、足に从い巨聲)とある。段注には、「左傳季氏介其雞、郈氏爲之金距、服曰金沓距也、按鳥距如人與獸之叉、此距與止部之距異義、他家多以距爲距」(左傳の季氏は其の雞を介し、郈氏は之が爲に金距す。服曰く金の沓距なり。按ずるに鳥の距は人の如く獸と之を叉す、此の距は止部距のと義を異にす。他家多く距を以って距と爲す)とある。この場合には、距は鶏や雉の脚の後の部分に突起している蹠爪を言うのであるが、これも先に述べた巨字との成立の関係は明らかにされてはいない。拒は『説文』にはないが、例えば『孫子、九地』にある、「是故始如處女、敵人開戸、後如脫兔、敵不及拒」(是の故に始

めは處女の如く、敵人戸を開き、後は脱兔の如く、敵拒ぐに及ばず)では距字とほぼ同様の意味である。

以上まとめると『説文』では、巨と距、拒、及び距の三者は意味が全く異つてその成立についてさえ共通なものはないかのである。しかしこの三類はその音が同じということが事実であるという所からして、その字源はやはり同一であるはずである。これ等の文字の根源は恐らく巨字の字素である工字にあるのであろう。工は巫覡の持つ道具であり、時に悪霊を追い払い、時に善霊を至らしめ、時には工を挿して我身を隠すのに力を發揮するものであつたに違いない。規矩も恐らく巫覡の、自然、人事に於ける各事象に対してその善し悪しを判断しようとする行為、及びその際必要とした器具の扱いを象形したものである。巨大の巨もこうした巫覡の大きな靈力とその結果とに關係があろう。巨を含む字が、こぼむ、ふせぐ、いたる、はかる等の意を持つのはその爲である。鶏の蹠爪の距も来源はやはりふせぐにあるであらうし、距離の距も、はかるにその原意を求めることが出来るであらう。

(9) 鼻 『説文』には罪字はなく、鼻字を本字として採り、「犯瀆也、从辛自、言鼻人戚鼻苦辛之憂、秦以鼻似皇字改爲罪」(瀆を犯すなり、辛と自に从う、鼻人の鼻を戚い、苦辛の憂いを言う、秦は鼻の皇字に似たるを以つて改めて罪と爲す)という。段注は、「辛自即酸鼻也」(辛自とは即ち酸鼻なり)といひ更に後段の部分について、「此志改字之始也、古有段借而無改字、罪本訓捕魚竹网、丛网非聲、始皇易形聲爲會意而漢後經典從之、非古也」(此の志は字

を改むるの始なり。古之段借有りて字を改むること無し、罪は本と捕魚の竹網と訓ず、網に从い非聲、始皇形聲を易えて會意と爲し、漢後の經典多く之に従う、古に非ざるなり」とする。秦皇の時代に文字が統一されたと言われるがその言い方は正しくない。何故なら秦の時代のそれほど多くの種類の文字があった訳ではないからである。文字の統一というのは、恐らく文字そのものの統一ではなく、一文字が持つ多義をいくつかに限定したということであろう。そのように義を限定する為には本来あった字形に何等かの別の字素を符加しなければならなかったのであるが、それが偏傍の役割りであった筈である。秦皇の時代から偏傍が多く付加されるのはその為である。しかしここでは字形そのものを変えてしまったのである。皇は籀文ではまであるが秦篆では𠂔であり、鼻は同じく秦篆で𠂔である。似ていると言はえ確かに似ているが、秦に於ける文字改度としては珍しい例と言えよう。また『説文』には辛字があり、「秋時萬物成而孰、金剛味辛、辛痛即泣出、从一辛、辛鼻也、辛承庚象人股」(秋の時萬物成し熟す、金剛の味は辛、辛は痛にして即ち泣き出ず、一と辛に从う、辛は鼻なり、辛は庚を承けて人の股を象る)とある。しかしこの説解には納得しかねるものがある。つまり「萬物成而孰」と「金剛味辛」「辛痛即泣出」が一つに結びつかないのである。段玉裁は注して、「律書曰辛者言萬物之新生、故曰辛、律麻志曰、悉新於辛、釋名曰、辛新也、物初新者皆収成也」「律書に曰く、辛は萬物の新生なるを言う、故に辛と曰う、律麻志に曰く、悉く辛より新しと、釋名に曰く、辛は新也、物の初新なる者は皆な

成を収むなり」という。しかしこの段注の説は辛と新が音通であるということを使うには有効であるといえるのみである。辛は恐らく前稿で述べた辟、避、驕などの辛であろう。つまり針である。金剛の味が辛であるのは、舌を針で刺すように強い刺激性の味だからである。辛痛も辛苦も同様の感覚から出た語である。ただ、「辛」が十千の「庚」を承けて、人股を象っているというのは理解出来ない。以上から察するに、鼻は「酸鼻」を表わす訳ではあるまい。段玉裁は、「辛痛泣出鼻人之象、凡鼻辛辜辭皆从辛者由比」(辛は痛にして泣き出す鼻人の象なり、凡そ鼻、辛、辜、辭、皆で皆な辛に从うは此に由る)と注しているが、ここに挙げられた字が凡て、辛痛泣出の鼻人の象と係わっているとは思えない。鼻は恐らく、罪人の首、顔面などに針状のもので文身を施したのであろう。

訳文

故に騰は是の為に、法、律、令、田令、及び為政を私物化する者に対する法などを整備して、それを人民に下し、官吏達にはつきりといきとどかせ、官吏や人民にそれ等をはつきりと知らせて、彼等が罪を犯さないようにさせるのだ。

改明 悉新於辛 律書曰辛者言萬物之新生

故曰辛 律麻志曰 悉新於辛 釋名曰 辛新也

物初新者皆収成也 律書に曰く 辛は萬物の新生なるを言う 故に辛と曰う 律麻志に曰く 悉く辛より新しと 釋名に曰く 辛は新也 物の初新なる者は皆な

(一九九二年七月一五日受理)